別表六の一(一)の記載要領第１号中「(所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）又は第68条の93の７（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含む。)」を削り、同第三号及び第四号を削り、同第五号を同第三号とし、同第六号を同第四号とする。

別表六の一(一)付表の表中

| | | |
|---|---|---|
| 当期の個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「24」） | を | 当期の個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「21」） |
| 当期の連結控除限度額（別表六の二(二)「16」） | を | 当期の連結控除限度額（別表六の二(二)「11」） |
| 個別国外所得金額の調整計算の | 連結国外所得金額（別表六の二(二)「８」）<br>連結国外所得金額（別表六の二(二)「15」）<br>(5)×(3)/(4) | を | 連結国外所得の金額（別表六の二(二)「８」）<br>連結国外所得金額（別表六の二(二)「10」）<br>(5)×(3)/(4) |
| 納付した個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「10」） | を | 納付した個別控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「７」） |
| 非課税国外所得の控除額（(43の②)×2/3又は(43の②)×5/6） | を | 非課税国外所得の控除額（(43の②)×5/6） |

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

**別表六の二（二）付表**　記載要領

この表は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は租税特別措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載すること。

別表六の一(三)の表中

| | | |
|---|---|---|
| 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「19の②」） | を | 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の②」） |
| 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「20の②」） | を | 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「８の②」） |
| 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(十七)「17の②」＋「18の②」） | を | 調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「５の②」＋「６の②」） |

に改め、同表の記載要領第１号中「又は第３項」を「若しくは第３項」に改め、「又は第２項」を削り、「含む。)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成25年旧措置法」という。)第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)」を加え、同第三号中「平成21年４月１日から平成24年３月31日まで」を「平成25年４月１日から平成27年３月31日まで」に、「ついては」を「あつては」に、「平成24年４月１日」を「平成25年４月１日前に開始した各連結事業年度及び平成27年４月１日」に改め、同第四号中「租税特別措置法」を「平成25年旧措置法」に改める。

別表六の一(三)付表１の記載要領第１号中「又は第３項」を「若しくは第３項」に改め、「又は第２項」を削り、「含む。)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)」を加え、同第三号を削り、同第四号中「、「翌期繰越額 (9)－(10) (11)」及び「翌期繰越額 (12)－(13) (14)」」を削り、「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二(十七)」を「別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表」に改め、同号を同第三号とし、同表の記載要領に次の１号を加える。

４　「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」及び「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。)が平成25年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。ただし、「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額 (9)－(10) (11)」の各欄並びに「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄のうち「当期分」、「合計」及び「翌期繰越額 (12)－(13) (14)」の各欄については、記載しないこと。